

山梨県が育成した登録品種（きのこ類、工芸作物を除く）の 自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きに関する取扱要領

1 目的

本要領は、種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、山梨県の許諾を得て登録品種（きのこ類、工芸作物を除く。）の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等（以下「利用許諾権者」という。）を通じ正規に入手した種苗等から得た、収穫物、苗木、親株、穂木（剪定枝、緑枝等穂木として利用可能な全ての部位を含む。）等（以下「種苗としての利用を目的とした収穫物等」という。）を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為（以下「自家増殖」という。）は、育成者権者である山梨県の許諾が必要となるため、当該許諾に関する取扱いについて定めるものとします。

2 許諾手続き

山梨県が育成した登録品種（出願中の品種を含む。）の自家増殖に係る許諾の手続きは下記のとおりです。

ただし、国等と共同で育成した登録品種については、対応が異なる場合がありますので、個別にご相談下さい。

なお、自家増殖を行った種苗は、有償・無償に関わらず他者へ譲渡できません。

（1）対象品種

別紙「本県が育成者となっている登録品種及び出願中品種」が対象となります。

ただし、本表の対象品種は随時追加、削除等が行われますので、山梨県農業技術課のホームページから最新のものを確認して下さい。

・山梨県農業技術課HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/index.html>

（2）対象者

本許諾は、農業者個人又は農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人、並びにこれらの者から農地を賃借する者等（以下「対象者」という。）で、（1）の対象品種を栽培する全ての者を対象とします。

(3) 許諾手続きの方法等

- ① 自己の農業経営で自家増殖を行う場合、当該種苗を適切に管理・利用すること等を定めた(4)の遵守事項を守ることを条件に無償で許諾します。

また、許諾に伴う手続きは原則不要としますが、対象者が自家増殖を行った時点で、(4)の遵守事項に同意したものとみなします。

- ② 遵守事項に関する重大な違反があった場合等、山梨県が不適切であると判断した時には、山梨県は本許諾を過去に遡って解除することができるものとします。

なお、本許諾を解除したことによりいかなる損害が生じても、山梨県は一切の損害賠償義務を負わないものとします。

- ③ 自家増殖によって得られた種苗及び生産物の品質、特性等に山梨県は一切の責任を負わないものとします。

(4) 遵守事項

- ① 当該登録品種の種苗を用いて得た種苗としての利用を目的とした収穫物等は、有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。

- ② 別紙に定める対象品種は、種苗法附則第3条の規定により海外への輸出を全て禁止しているため、当該品種の種苗としての利用を目的とした収穫物等を海外に持ち出さないこと。

- ③ 種苗としての利用を目的とした収穫物等を用いる場合は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、選別及び管理等を十分に行うこと。

- ④ 自家増殖において登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく山梨県に報告すること。

- ⑤ 本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく全て廃棄すること。

- ⑥ 本許諾に関連する書類やほ場等について、必要に応じ山梨県が調査することを要請した場合、これを受け入れ協力すること。

- ⑦ その他自家増殖の許諾に関係する事項について、山梨県の指示に従うこと。

- ⑧ ブドウ「甲斐ベリー7」については、山梨県が別に定める「ブドウ「甲斐ベリ

一七」に関する誓約書」を山梨県に提出していること。

3 許諾の解除

以下の場合には、本許諾を一方的に解除できるものとします。

- (1) 対象者が山梨県に対し虚偽の報告等を行った場合
- (2) 2の(4)の遵守事項について重大な違反を犯した場合
- (3) 利用者が法人である場合において、他の法人と合併、企業提携あるいは資本関係の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合
- (4) 病害虫のまん延の可能性が高い場合、ほ場の管理が不十分な場合等、自家増殖を行うことが適切でないと認められる場合
- (5) その他前各号に準ずるような本許諾を継続し難い重大な事由が発生した場合、又は山梨県がそのような判断を行った場合

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行します。

この取扱要領に反して自家増殖を行った場合、種苗法で罰せられることがあります。